資料　２

豊中市児童福祉審議会について

令和７年度（２０２５年度）第１回

児童福祉審議会資料

令和７年（２０２５年）４月１０日

＜豊中市＞
児童福祉審議会とこども審議会について

地方版子ども・子育て会議

児童福祉審議会
（児童福祉法第8条第3項）
（豊中市児童福祉審議会条例）

【調査審議事項】
・児童措置に関すること
・里親に関すること
・被措置児童虐待に関すること
・権利擁護に関すること
・児童相談所等の業務点検に関すること
・事例等検証
・児童、母子及び父子の福祉に関すること

専門的な審査や行政処分の際の意見聴取など
（令和7年4月1日に児童相談所設置市となったことに伴い設置）

連 携

こども審議会
（子ども・子育て支援法第77条第1項）
（豊中市子ども健やか育み条例第10条）

【調査審議事項】
・子ども施策全般に関すること
・特定教育・保育施設等の利用定員の設定（確認時）
・子ども子育て支援事業計画策定、区域の設定　・各年度の量の見込み・確保方策
・地域子ども子育て支援事業の確保体制
・幼児期の学校教育保育の一体的提供、その推進体制

など

計画策定など施策の方向性について審議

児童福祉法（抜粋）

第八条　第九項、第十八条の二十の二第二項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（第九項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

②　前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

③　市町村は、第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

④　都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

⑤　都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

⑥　児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

⑦　児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。

⑧　こども家庭審議会、社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

⑨　こども家庭審議会、社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第十八条の二十の二第二項、第二十七条第六項、第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五、第三十五条第六項、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

（昭二四法二一一・全改、昭四四法五一・昭六〇法九〇・平九法七四・平一〇法一一〇・平一一法八七・平一二法一一一・平一一法一〇二（平一二法一一一）・平一五法一二一・平一六法一五三・平二〇法八五・平二三法六一・平二四法六七（平二六法二八）・平二八法六三・平二九法六九・令元法四六・令四法六六・令四法七六・一部改正）

第九条　児童福祉審議会の委員は、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。
②　児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
③　児童福祉審議会の臨時委員は、前項の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。
④　児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。
（昭二四法二一一・全改、昭二五法二一三・昭四四法五一・昭五三法五五・平一〇法一一〇・平一一法一〇二・平二五法四四・平二八法六三・一部改正）

・豊中市児童福祉審議会条例

（目的）
第１条　この条例は，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第３項の規定に基づき設置する豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（調査審議事項）
第２条　審議会の調査審議事項には，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１７条第３項，第２１条第２項及び第２２条第２項の規定により合議制の機関の権限に属させられた事項を含むものとする。この場合において，審議会は，同法第２５条に規定する合議制の機関とする。
（組織）
第３条　審議会は，委員１４人以内で組織する。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は，３年とする。ただし，市長が特に必要があると認める場合にあっては，３年の範囲内において別に定めることができる。
２　委員は，再任されることができる。
３　臨時委員は，当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了したときは，解嘱されるものとする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員長は，審議会の事務を総理し，審議会を代表する。
２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。
（会議）
第６条　審議会は，委員長が招集し，委員長がその議長となる。
２　審議会は，委員及び議事に関係のある臨時委員（次項において「委員等」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は，出席した委員等の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか，審議会の組織及び運営について必要な事項は，市規則で定める。

附　則

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。
２　この条例の施行後最初に招集される審議会並びに委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がない場合における審議会の招集及び委員長が決定されるまでの審議会の議長は，市長が行う。
３　委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和３１年豊中市条例第１９号）の一部を次のように改正する。
　第２条第１項中第８０号を第８１号とし，第１７号から第７９号までを１号ずつ繰り下げ，第１６号の次に次の１号を加える。
　⒄　児童福祉審議会
　　委員　日額　９，７００円
ただし，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第６項の規定に基づく事項その他市長が定める事項について調査審議する場合は，日額１８，４００円とする。
　第４条第３項中「同項第７９号及び第８０号」を「同項第８０号及び第８１号」に改める。
第５条第２項中「第７８号」を「第７９号」に，「同項第７９号及び第８０号」を「同項第８

０号及び第８１号」に改める。
４　豊中市社会福祉審議会条例（平成２３年豊中市条例第４２号）の一部を次のように改正する。
　　第２条を削る。
　　第３条中「１９人」を「１４人」に改め，同条を第２条とし，第４条から第８条までを１条ずつ繰り上げる。
５　豊中市都市公園条例の一部を改正する条例（令和５年豊中市条例第２４号）の一部を次のように改正する。
　　附則第３項を次のように改める。
　３　委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和３１年豊中市条例第１９号）の一部を次のように改正する。
第２条第１項中第８１号を第８２号とし，第６９号から第８０号までを１号ずつ繰り下げ，第６８号の次に次の１号を加える。
⑽　都市公園指定管理者選定評価委員会
委員　日額　９，７００円
第４条第３項中「同項第８０号及び第８１号」を「同項第８１号及び第８２号」に改める。
第５条第２項中「第７９号」を「第８０号」に，「同項第８０号及び第８１号」を「同項第８１号及び第８２号」に改める。

・豊中市児童福祉審議会規則

（目的）

第１条　この規則は，豊中市児童福祉審議会条例（令和６年豊中市条例第４９号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき，豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（専門部会）

第２条　委員長が専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは，審議会に専門部会を置くことができる。

２　専門部会は，委員長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

３　専門部会に部会長を置き，専門部会に属する委員の互選によって定める。

４　部会長は，専門部会の事務を総理し，専門部会を代表する。

５　部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長の定めた委員が，その職務を代理する。

６　審議会は，第１項の事項に係る調査審議について，専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

７　条例第６条の規定は，専門部会の会議について準用する。この場合において，同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と，「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第３条　委員長又は部会長は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第４条　審議会の庶務は，こども未来部こども政策課において処理する。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか，審議会の運営について必要な事項は委員長が，専門部会の運営について必要な事項は部会長が定める。

附　則

１　この規則は，令和７年４月１日から施行する。

２　条例附則第２項の規定は，専門部会について準用する。

３　豊中市社会福祉審議会規則（平成２４年豊中市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第２号を削り，第３号を第２号とする。

児童福祉審議会の公開について

豊中市情報公開条例（抜粋）

(会議の公開)

第23条　附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は，公開するものとする。ただし，次に掲げる場合は，非公開とすることができる。

(1)　不開示情報が含まれる事項について調停，審査，審議，調査等を行う会議を開催する場合

(2)　物理的な妨害行動等が客観的に予測され，当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

（行政文書の開示義務）

第７条　実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない。

（１）　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。**以下略**

（2）　略

（３）　市の機関並びに国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

豊中市児童福祉審議会の傍聴要領

１　目的

　この要領は、豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

２　傍聴定員

　審議会を傍聴しようとする者(以下「傍聴者」という。)の定員は、10名とする。ただし、会場の都合により、これを増減することができる。

３　傍聴手続

⑴　傍聴者は、受付で所定の用紙に名前及び住所を記入しなければならない。

⑵　傍聴の受付は、審議会の開催時刻の30分前から先着順に行うものとする。

　したがって、定員になり次第、受付を終了する。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときには、抽選等により傍聴者を決定する。

４　傍聴できない者

　次のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

⑴凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

⑵酒気を帯びている者

⑶　旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者

⑷　前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、または、人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

５　傍聴者の遵守事項

　傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。

⑵放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。

⑶はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。

⑷飲食、または、喫煙をしないこと。

⑸みだりに席を離れ、または、他人に迷惑となる行為をしないこと。

⑹傍聴用に貸与された資料は、審議会終了後係員に返却すること。

⑺前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または、議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

６　撮影、録音の禁止
　傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、または、録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。

７　係員の指示
　傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

８　違反に対する措置
　委員長は、傍聴者がこの要領に従わないときは、この要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときはその当該傍聴者を退場させることができる。

９　その他
　この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要領は、令和７年（２０２５年）４月　１日から実施する。